

第二期東京都地域福祉支援計画（令和３～８年度）中間見直し案に対する委員意見一覧表

資料 4 令和 6 年 3 月 1 9 日
第 2 回 東京都地域福祉支援計画推進委員会

項番	意見種類	ページ番号	意見内容	事務局意見	最終対応
1	修正事項	38ページ、第3章の第2節（1）包括的な相談・支援体制の構築 5つめの○（一番下の○）	重層的支援体制整備事業の実施地区における取組状況として、①包括的な相談窓口の設置、②社協による相談機能・居場所機能・ネットワーク構築機能を併せた拠点の設置が挙げられています。地域福祉コーディネーターの配置が有効であることに触れていただくことを加えていただくことと、②の社協による機能が拠点の設置に集約されてしまっているように思えます。①包括的な相談窓口の設置や既存の相談機関同士の連携、②地域福祉コーディネーターの配置や多機能型の拠点を活用した地域づくりと言った表現が望ましいと思います。	調整事項 （公表までに調整）	⇒ 【P,44 5つめの○を以下のとおり修正】 ○ 都内の区市町村では、12 区市（令和5 年度）が重層的支援体制整備事業に取り組んでいるほか、国の補助金等も活用し、身近な地区での相談支援体制を充実させるために包括的な相談窓口の設置や既存の相談機関同士の連携を推進しているほか、地域福祉コーディネーターの配置や相談機能・居場所機能・ネットワーク構築機能を併せた多機能型の拠点を活用した地域づくりを支援するなど、地域の実情に応じた体制の構築が行われています。
2	修正事項	40ページ、第3章の第2節（2）地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築 イ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進	複数の社会福祉法人のネットワークをつくる取組が5 1 区市に広がっているとしていただいています。令和6 年2 月に三鷹市でネットワークが立ち上がりますが、立ち上げ済が4 6 地区と準備中が4 地区となる予定です。準備中の1 地区が重層の対応準備の取組みをいったん休止しているため、このような数になるので、「4 6 区市で立ち上げられています」という表現にしてください。	事務局にて所管と調整	⇒ 【P,46 1つめの○を以下のとおり修正】 ○ 都内では、区市町村社会福祉協議会が事務局となり複数の社会福祉法人がネットワークをつくる取組が46 地区で立ち上げられています。 （補足） 46の中には区市以外に町や村も含まれるため、「地区」という単位を用いるのが一般的、と東京都社会福祉協議会に確認
3	確認事項	103ページ、第4章の第2節 東京都地域福祉支援計画の進行管理（評価指標）	評価指標において、重層的支援体制整備事業の実施地区ではなく、包括的な支援体制を整備する区市町村数を設定いただいているのは、重層事業がその手段であることから望ましい指標の設定と思われれます。一方、包括的な支援体制の整備で重要となる「地域における多世代交流拠点の整備」と「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者」は拠点の方は取り上げていただいているが、後者にあたる「地域福祉コーディネーター」が指標にありません。生活支援コーディネーターの配置とともに、地域福祉コーディネーターの配置も指標として取り上げる必要があると思います。	検討事項	⇒ 【P,116 東京都地域福祉支援計画の進行管理（評価指標）】 ⇒ 今回の中間見直しにおいては、「見送り」とします。 ただし、評価指標のあり方については、今後、東京都地域福祉支援計画推進委員会にて検討します。
4	意見	103ページの第4章の第2節 東京都地域福祉支援計画の進行管理（評価指標）	成年後見制度については、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画以降、必ずしも成年後見制度ありきではなく、一人ひとりの必要性に応じた権利擁護支援のためのチーム支援を作っていくことが必要という流れになっています。そのため、「成年後見制度による都内申立実績」を指標とするのではなく、例えば、中核機関の設置数や地域連携ネットワークの構築などを指標としてはいかがでしょうか。	検討事項	⇒ 【P,116 東京都地域福祉支援計画の進行管理（評価指標）】 ⇒ 「成年後見制度推進機関を設置している区市町村数中核機関の設置数」を新規項目として採用しました。
5	修正事項	12ページ 第5節 計画の構成 一つ目の○	3章の構成と合わせるために、1 行目 「この計画の第3章では、」と「三つのテーマ」の間に「ポストコロナにおける新たな地域生活課題と」を追加。 「それぞれのテーマに関する課題と、」から「テーマに関する」を削除	調整事項 （公表までに調整）	⇒ 【P,14 「計画の構成」について以下のとおり修正】 ○ 第4 節で掲げた三つの理念を具現化するため、この計画の第3 章では、三つのテーマを設定した上で、それぞれのテーマに関する課題と、計画期間中に都が取り組む施策の方向性を明らかにしています。 ⇒ ○ また、第3 章第1 節では、計画策定（令和3 年 12 月）以後に顕在化した「新たに盛り込む地域生活課題」について、整理しています。 ○ さらに、「おわりに」において、地域共生社会の実現を見据えた中長期的な視点から、東京における地域の未来に向けた考え方を示しています。

6	修正事項	12ページ 第5節 計画の構成の図中	第3章の構成や第2回部会の項目対照表と合わせるため、第3章 「地域生活課題の解決」を「地域福祉推進のための施策の方向性」へ修正 図の第3章の枠の中に、3つのテーマとは別に「ポストコロナにおける新たな地域生活課題」があると第3章の構成と合致する。	調整事項 (公表までに調整)	⇒	【P.15 ＜東京都地域福祉支援計画の目指す方向性＞】 「新たに盛り込む地域生活課題」を加えた＜東京都地域福祉支援計画の目指す方向性＞に差し替えました。
7	修正事項	20ページ 第3章第1節3つめの○後半	「重層的支援体制整備事業における取組を活用することにより各制度の取組に広がりが生れます。」を「重層的支援体制整備事業は実施する区市町村の手挙げによる任意事業ですが、この取組を活用することにより各制度の取組に広がりが生れます。」に修正	ご意見どおり修正		
8	修正事項	20ページ 第3章第1節2つ目の○	重層は包括的な支援体制構築の手段の1つのため、「国は、こうした区市町村における包括的な支援体制の構築を実現するための施策として、」を「国は、こうした区市町村における包括的な支援体制の構築を実現するための施策の1つとして、」に修正	事務局案どおり		
9	修正事項	20ページ 第3章第1節4つ目の○	3つ目の○の修正意見と合わせて、1つ目の○と2つ目の○を言い換えている文章を削除し、重層的支援体制整備事業「を実施する区市町村では」①～ 実施することとされています。に修正して主語をはっきりさせる。	ご意見どおり修正		
10	修正事項	21ページ〈分野横断的な対応が求められる課題等の例〉のうち、ヤングケアラーの2つ目の●	「「きょうだい」は「幼い」が最多。」だと意味が分かりづらいため、分かりやすい説明を追加する。	事務局案どおり		
11	修正事項	22ページ 1行目の重層の説明	P20では「①～②～③～の取り組みを一体的に実施する」ですが、ここでは「5つの事業を一体的に実施する」になっている。3つの取り組みと5つの事業が別々のものと誤解されないよう同じ表現に統一したほうがいいと思います。	調整事項 (公表までに調整)	⇒	指摘内容を踏まえ、社会福祉法第106条の4第2項第1号から第3号までの3つの支援と、第4号以降のそれを支えるための事業と整理し、「3つの支援と5つの事業」がわかるように修正しました。

12	修正事項	37ページ 第2節 テーマ① (1) 現 状と課題 2つ目の○	20ページと同じことを記載しているため、(再掲)と追記	事務局案どおり		
13	修正事項	38ページ 3つ目の○	重層は手段の1つのため、1行目 具体的な施策「の1つ」として に修正 20ページでは、「包括的な支援体制の構築を実現するための施策の1つ」 38ページでは、「包括的な支援体制を整備するための具体的な施策の1つ」となっ ている。同じ意味で使っているので表現を統一してはいかがでしょうか。他ページ にもあればそちらも同様。	調整事項 (公表までに調整)	⇒	重層的支援体制整備事業の位置付けについて、厚生労働白書の記述を参考に「包括的な支援体制を構築するた めの方策」として統一しました。
14	修正事項	39ページ 【取組の方 向性】 4つ目の○	1行目 「実施や実施を検討している区市町村に対し、」を削除。 20ページ第3章第1節(1)で(重層の推進)を謳っているので「実施や実施を検討 している区市町村」に限定せず、「支援を実施するとともに、情報提供や助言を行 います。」のほうが整合性が取れると思います。	事務局案どおり		
15	修正事項	103ページ 第2節 〈評価指標〉 上から 4つ目の項目	「協議体の設置」に何の協議体なのか明記する	調整事項 (公表までに調整)	⇒	【P116 東京都地域福祉支援計画の進行管理(評価指標)】 校正に合わせて「協議体の設置(※P55参照)」と記載しました。
16	修正事項	109ページ 資料1 (1) 5つ目の○	「災害時要援護者」の表記を修正 災害対策基本法の改正で「災害時要援護者」の表現は使わなくなったはず。東京都 地域防災計画でも使っていないはずなので、東京都地域防災計画の表現に合わせる	ご意見どおり修正		
17	修正事項	20ページ	20ページの項目4番目に「重層的支援体制整備事業は実施する自治体の手挙げ…」とい う記載がありますが、「手挙げ」ということが少しあいまいな気がしました。ですの んで例えば「自発的な事業整備と実施を旨とする」等のような表現の方が望ましいと 存じます。	事務局案どおり		

18	修正事項	31ページ	31ページの5番目の項目に、「コロナ禍では…『食材等の配布(取りに来てもらう＝パントリー)』や『お弁当の配布(取りにきてもらう)』」という…」という表現となっていますが、「『食材等の配布』や『お弁当の配布』は生活に必要な財を巡って、その財を集散的に配布したり、自宅までお配送したりする新しい新しいつながりの形も発現してきている」等、集まる一つながるという新しい形が生じたことを分析的に記述した方がなお良いように感じました。	検討事項	⇒	【P36 (2) 孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合う居場所づくりの推進】 指摘内容を踏まえ、文章を修正しました。
19	意見	36ページ	災害に強い福祉を巡って、4面目の項目いBCPの記載があるが、BPCの役割のみならず、その策定のプロセスが、災害意識を高めるため、意識的に策定する重要性を指摘されても良いように感じました。また年始に能登半島地震を不幸にも経験した経緯から大都市東京においてどのように考えれば良いのか難しい側面はありますが、何らかの言及はやはり求められると思います。是非、次回の部会で委員意見を頂いた方が良いように感じました。	検討事項	⇒	【P41 (3) 災害に強い福祉の推進】 能登半島地震の発生も踏まえ、文章を修正しました。
20	確認事項	第3章第1節	重層的支援体制の説明図と国分寺市の取組の前にタイトルをつけた方が良いと思います。	調整事項 (公表までに調整)	⇒	視認しやすいようにレイアウト修正をしました。
21	確認事項	31頁	「デジタルの活用」という表現は普通に用いられている表現でしょうか。	事務局案どおり		
22	確認事項	32-36頁	立川市のアンテナショップは孤立・孤独を防ぐ事例としていいと思いますが、「デジタル活用」にはなっていないようです。デジタル活用は35頁からのピアッツァの方になるので、分けてはいかがでしょうか。	調整事項 (公表までに調整)	⇒	【P36 下から3つめの○を以下のとおり修正】 ひとつの文章を2つの○に分割し、誤解を招かないような構成としました。 ○ こうしたことから、身近な地域で、課題を抱える方も、そうでない方も、気軽に集まり、安心して通えるような「居場所」は、現代の暮らしの中で、住民同士の気に掛け合う関係づくりを醸成するとともに、ちょっとした相談ごとや居場所の運営に自ら参加するといった役割づくりの核としても期待されます。 ○ また、デジタルを活用することにより、誰もが多様な価値観やライフスタイルを持ちつつ、時間や場所を選ばず人と人のつながりをつくることができます。
23	修正事項	36頁	能登半島地震のことに簡単にふれるのはどうでしょうか	事務局にて所管と調整	⇒	【P41 (3) 災害に強い福祉の推進】 能登半島地震の発生も踏まえ、文章を修正しました。

24	修正事項	36頁	「新興感染症」という表現はあまり聞かない用語なので、用語のところでも解説していただければと思います。	事務局にて所管と調整	⇒	【P41 （３）災害に強い福祉の推進】 能登半島地震の発生も踏まえ、文章を修正しました。
25	修正事項	52頁：(4)ア ボランティア活動の支援	ボランティア活動については、最近、エビソディックボランティアが話題になっています。東京ボランティア・市民活動センターに問い合わせいただければと思います。	事務局にて所管と調整	⇒	【P60 2つめの○を以下のとおり修正】 「エビソディックボランティア」の内容を踏まえた構成としました。 ○ 近年では、都民の価値観の多様化を受け、従来の福祉等に加え、スポーツや文化、観光など、多岐にわたる分野にボランティア活動が広がっています。 <u>そして、単発・短時間で参加できる活動など参加の敷居が低い活動も多くあり、活動選択の幅は広がっています。</u> また、活動に参加・継続する動機も、社会貢献への意欲のほか、楽しさや仲間とのつながりなど多様化しています。
26	確認事項	53頁イ	これは印象なのですが、「元気高齢者」という意表に少し違和感を覚えました。「社会参加」は元気高齢者だけではないと思いますし、制度的にも「元気高齢者」というカテゴリーはあるのでしょうか。	事務局にて所管と調整	⇒	【P61 イ 高齢者の社会参加の推進】 指摘内容を踏まえ、「元気高齢者」の記載を修正しました。 タイトル イ 元気高齢者の社会参加の推進 ⇒ イ 高齢者の社会参加の推進 イ【現状と課題】6つ目の○ 福祉職場において元気高齢者が多様な働き方が・・・ ⇒ 福祉職場において高齢者が多様な働き方が・・・
27	確認事項	61頁	2行目の「ガイドライン4」という表現は、下の表のなかにはないのでいらないのではないのでしょうか。	事務局案どおり		
28	確認事項	68頁	「行政につながっていない」よりは、「公的機関につながっていない」のほうがよいのではないのでしょうか。	事務局にて所管と調整	⇒	【P77 （２）生活困窮者への総合的な支援体制の整備】 ○ また、自立相談支援窓口への来所者だけでなく、 <u>公的機関</u> につながっていない困窮者をどう支援につなげるかも重要です。